

令和 7 年 10 月 1 日

一宮市契約規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年10月1日

一宮市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第36号

一宮市契約規則の一部を改正する規則
一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>(契約)</u> 第3条 市長は、契約を締結しようとするときは、<u>書面をもって</u> _____ _____ _____ _____ _____しなければならない。 (仮契約書の作成) 第4条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条及び第3条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を得たときは当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を締結する _____ _____ものとする。 (契約書の省略) 第6条 略 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、契約に関し必要な事項を記載した請書_____ _____又はこれに類する書類_____を徴しなければならない。ただし、契約金額が1件20万円以下の場合、この限りでない。 (契約保証金に代わる担保) 第9条 契約保証金の納付は、次に掲げる担保	<u>(契約書の作成)</u> 第3条 市長は、契約を締結しようとするときは、<u>契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))を作成しなければならない。</u> (仮契約書の作成) 第4条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条及び第3条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を得たときは当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書(当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。))を作成するものとする。 (契約書の省略) 第6条 略 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、契約に関し必要な事項を記載した請書(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。))又はこれに類する書類(電磁的記録を含む。))を徴しなければならない。ただし、契約金額が1件20万円以下の場合、この限りでない。 (契約保証金に代わる担保) 第9条 契約保証金の納付は、次に掲げる担保

の提供_____ _____ _____ _____ _____をもって代えることができる。 (1)～(7) 略 (契約内容の変更) 第16条 略 2 契約担当課長は、契約内容の変更協議がととのったときは、第3条又は第6条第2項の規定により遅滞なく変更契約書_____ _____、変更請書_____ _____等を作成しなければならない。 (契約解除による精算) 第21条 略 2 前払金及び部分払金を受けた契約者は、<u>第20条</u>の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から契約解除の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率を当該前払金又は部分払金に乗じて計算した金額に相当する利息を付して市長の指定する期日までにその受けた前払金及び部分払金を返還しなければならない。 3 略 (公共工事の前金払) 第29条 略 2・3 略 4 略 (予定価格の作成) 第43条 予定価格を作成する者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様	の提供(<u>第7号の提供にあつては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認める方法を含む。）をもって代えることができる。</u> (1)～(7) 略 (契約内容の変更) 第16条 略 2 契約担当課長は、契約内容の変更協議がととのったときは、第3条又は第6条第2項の規定により遅滞なく変更契約書(<u>当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、変更請書(当該変更請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)</u>等を作成しなければならない。 (契約解除による精算) 第21条 略 2 前払金及び部分払金を受けた契約者は、<u>第19条</u>の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から契約解除の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率を当該前払金又は部分払金に乗じて計算した金額に相当する利息を付して市長の指定する期日までにその受けた前払金及び部分払金を返還しなければならない。 3 略 (公共工事の前金払) 第29条 略 2・3 略 4 <u>契約者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。</u> 5 略 (予定価格の作成) 第43条 予定価格を作成する者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様
---	---

書、設計書等によって予定し、<u>その</u>予定価格を記載した書面を<u>封書し</u>なければならない。 2 契約担当課長は、開札の際<u>これ</u>を開札場所に置かなければならない。 3 市長は、必要があると認めるときは、入札の執行前に予定価格を公表することができる。この場合において、<u>その</u>予定価格を記載した書面を封書し _____ないものとする。 (最低制限価格の作成) 第45条 略 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第43条_____に規定する予定価格に併記しなければならない。 (再度入札) 第49条 市長は、第43条_____に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第45条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度の入札をすることができる。 (予定価格の決定) 第54条の2 令第167条の2の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ<u>第43条</u>の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、前条に規定するものについては、この限りでない。 2 略	書、設計書等によって予定し、<u>当該</u>予定価格を記載した書面を<u>封書にし</u>なければならない。 2 契約担当課長は、開札の際、<u>前項の書面</u>を開札場所に置かなければならない。 3 市長は、必要があると認めるときは、入札の執行前に予定価格を公表することができる。この場合において、<u>当該</u>予定価格を記載した書面は、<u>第1項の規定にかかわらず、封書にしないものとする。</u> (電磁的記録による予定価格の作成) 第43条の2 前条第3項前段の規定により入札の執行前に予定価格を公表する場合で、市長が必要と認めるときは、<u>予定価格を作成する者は、同条の規定にかかわらず、予定価格を電磁的記録により作成し、当該電磁的記録を一宮市文書管理規則(平成10年一宮市規則第7号)第1条の2第2号の文書管理システムに保存することができる。</u> (最低制限価格の作成) 第45条 略 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、<u>第43条及び第43条の2</u>に規定する予定価格に併記しなければならない。 (再度入札) 第49条 市長は、<u>第43条及び第43条の2</u>に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第45条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度の入札をすることができる。 (予定価格の決定) 第54条の2 令第167条の2の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ<u>第44条</u>の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、前条に規定するものについては、この限りでない。 2 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の一宮市契約規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第35条に規定する公告又は改正後の規則第52条第2項の規定による通知がなされる入札について適用し、同日前にこの規則による改正前の一宮市契約規則(以下「改正前の規則」という。)第35条に規定する公告又は改正前の規則第52条第2項の規定による通知がなされた入札については、なお従前の例による。